

## <レフェリング 豆知識>

### 2021/22 競技規則改正について

ハンドの反則に関する簡単な説明

A

【ハンドの反則と判断するポイント】

- ① 手や腕で**意図的に**ボールに触れる（解釈は今まで通り）
  - ② ボールが手や腕に当たったことの**妥当性**  
（**体を不自然に大きくしたと判断される**手や腕でボールに触れる）
  - ③ 自分の手や腕から**直接**、または  
ボールが触れた**直後に**相手チームのゴールに**得点した**
    - ・ 味方競技者の手や腕に触れた場合
    - ・ 得点の機会を作り出した
- } **ハンドの反則の対象ではなくなった**

### 2021/22 競技規則改正について

B

「**大きなバリア（障壁）**」とは：手や腕が**体の幅を大きくするような位置**にある状態で、ボールに触れる/当たること**でボールの進行を妨げ、次のような重要な状況に影響を及ぼすこと**

「大きなバリア」として判断する/される重要な状況とは？

- 相手競技者の**シュート**をブロックする
- 相手競技者の**クロスボール**をブロックする

など、守備側競技者がボールまたは相手競技者にチャレンジする、または立ちはだかるとき

ブロックして、脚などに当たり、ボールの方向が変わって、腕に当たったとしても、それは、「大きなバリア」とはみなさない

「大きなバリア」についての考慮点

- 攻撃側競技者がプレーする（シュートする/クロスボールを入れるなど）前に、守備側競技者の手や腕が**既に体から離れて**いたか（どの位置にあったか）？
- 攻撃側競技者がプレーする前、瞬間またはプレーの直後に、守備側競技者の手や腕がボールまたはボールの進路に**向かう動き**があったか？...など

## 2021/22 競技規則改正について

C

### ハンドの反則に関する大事なポイント

- ・ 競技者が手や腕で**意図的に**ボールに触れる
- ・ 手や腕が**体の幅を大きくするような位置**にある
  - ・ 手や腕の位置が体を（幅を）**大きくする位置**
  - ・ その状況において、競技者の体の動きとして**正当**ではない（妥当ではない＝受け入れられない／理解できない）
  - ・ **大きなバリア（障壁）**となっている
- ・ 自分の手や腕にボールが触れた**直後に**得点した

審判員の主観に  
委ねられる

グレーゾーンがある

主審や副審は、それぞれの状況において、競技者のプレーや動きと手や腕の位置の関連性について（妥当な位置なのかどうか）より注意を払って見極め、（その理由をもって）判定する。

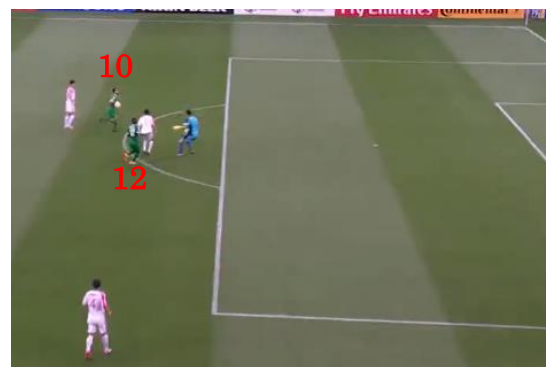
2021/22 競技規則改正の目玉となっているのが、「ハンド」です。

JFA の HP にも改正の説明が出ていますので、ここでは簡単に概略を説明します。

基本となる改正の考え方は、Aにある①、②、③です。

①については、今まで同様です。手や腕がボールの方向に動く、あるいは不自然な位置にありボールに触れるのはハンドです。

③については、今までよりファウルが限定されました。右図、10番の腕にボールが当たりコントロールしたとします。このまま10番がシュートし得点となればこれはハンドの反則です。しかし、ここから12番にパスがされるなど「得点の機会」を作り出していると、今までは反則となりました。21/22の改正では、このような得点の機会を作り出すことは、反則の対象となりません。このあたりの変更は大きいですね。



そして、大きな改正部分が、②です。資料 B にある「ボールが手や腕に当たったことの妥当性」です。

この「妥当性」を説明するために、資料 C 「大きなバリア (障壁)」という言葉を用いて説明することとしました。競技規則の原文に、「バリア」という言葉は登場しません。競技規則改正に伴って、みなさんにわかりやすくするために考えられた表現方法です。

## ② ボールが手や腕に当たったことの妥当性 (大きなバリア)

**「大きなバリア (障壁)」**とは：手や腕が体の幅を大きくするような位置にある状況でボールに触れる/当たることによりボールの進行を妨げ、次のような重要な状況に影響をもたらすこと

**「大きなバリア」として判断する/される重要な状況とは？**

- 相手競技者のシュートをブロックする
- 相手競技者のクロスボールをブロックする

ブロックして、脚などに当たり、ボールの方向が変わって、腕に当たったとしても、それは、「大きなバリア」とはみなさない

など、守備側競技者がボールまたは相手競技者にチャレンジする、または立ちはだかるとき

### 「大きなバリア」についての考慮点

- 攻撃側競技者がプレーする (シュートする/クロスボールを入れるなど) 前に、守備側競技者の手や腕が既に体から離れていたか (どの位置にあったか) ?
- 攻撃側競技者がプレーする前、瞬間またはプレーの直後に、守備側競技者の手や腕がボールまたはボールの進路に向かう動きがあったか? ...など



このように、手や腕が競技者の体を「不自然に大きく」する基準に関して、それぞれの状況において、主審が競技者の動きに関連して手や腕の位置が体を大きくしているかの妥当性を判断しながら判定します。(もっとも、競技者には、手や腕がそのような位置にあったならば、ボールが当たりハンドの反則で罰せられるリスクがあります)

審判員の主観、サッカーの中での体の動きに伴う手や腕の位置/動きの妥当性を正しくみられるかにかかっています。

また、次のような場合は、手や腕の位置が妥当であると考えられます

- 体から離れているが、至近距離からまたは体の後方など予測できないところからボールが来て、当たることが避けられない位置にある
- 肩より高いが、体のバランスをとるための位置にある、またはボールが顔に当たるのを防ぐため、顔を覆う位置にある
- 競技者自身が蹴ったりヘディングしたボールが、そのまま手や腕に当たる位置にある手や腕からの得点に関わることも改正になっています。
- 相手チームのゴールに手や腕から直接、また、ボールが自分の手や腕に触れた直後に得点することのみが反則である。(手や腕に偶然ボールが当たった後、味方競技者が得点したり、得点の機会を得たりすることは、反則と考えない)

今後、地区協会でも改正の説明があるかと思いますが、詳しくはそういう場で確認してください。

## < 前回競技規則テスト問題 > 今後、毎回実施します!!

各問について、主審の判断、処置、再開方法を説明しなさい。

- (1) 主審は、大きなチャンスとなる攻撃を妨害したと判断し、2つ目の警告となる反則であったがアドバンテージを適用した。しかし、得点とはならず、ボールインプレーが続きその競技者がボールをプレーした。  
プレーを停止し、その競技者を退場させる。ボールのあった位置から相手チームの間接フリーキックで再開。
- (2) ボールがインプレー中、ゴールキーパーが自陣のペナルティーエリア内で、手に持ったシンガードでボールがゴールに入るのをとめた。  
プレーを停止し、得点を阻止したことによりゴールキーパーを退場させる。相手チームの PK で再開。
- (3) ペナルティーキックを行う競技者が不正なフェイントをし、ボールがゴールに入った。(GKによる反則はない)  
キッカーを警告する。得点は認められず、ペナルティーマークから守備側チームの間接 FK で再開する。
- (4) ゴール裏でアップしていた交代要員が、自陣ゴールに入るボールを防ぐためにフィールドに入り、ペナルティーエリア内でヘディングして防いだ。  
プレーを停止し、主審の承認なくフィールドに入ったことで警告し、決定的な得点の機会／得点を阻止したことでレッドカードを示し退場を命じる。PK で再開する。

## < 競技規則テスト問題 >

各問について、主審の判断、処置、再開方法を説明しなさい。

- (1) 攻撃側競技者がゴールキーパーと1対1の状況で、ゴールキーパーに「決定的な得点の機会の阻止」の反則で倒された。主審は笛を吹いて試合を停止したが、攻撃側チームがすばやくフリーキックを行って攻撃を再開した。次のアウトオブプレーに、反則を犯したゴールキーパーへとるべき処置は？
- (2) ゴールキックが行われる時、相手競技者がペナルティーエリア内にいることは分かっていたが、ゴールキーパーは味方競技者にパスをした。パスをした後に、ペナルティーエリア内に残っていた相手競技者がボールを追い、ペナルティーマーク付近で、守備側競技者からボールを奪い、シュートをして得点した。
- (3) 守備側競技者（3番）によって犯された著しく不正なプレーに対し、明らかな得点の機会であると判断した主審はアドバンテージを適用した。しかし、その後の攻撃側チームのシュートはクロスバーに当たってフィールド内にはね返り、そのボールをペナルティーエリア内で3番が受けてドリブルを始めた。
- (4) 主審が試合終了の笛を吹いた後、副審がフラッグを振って合図をしていることに気がついた。副審は、試合終了の笛が吹かれる直前に、プレーが行われているところから遠いサイドにいるゴールキーパーが、自陣ペナルティーエリア内で相手競技者に対して乱暴な行為を犯していたことを確認していた。

<報告事項>

◇2021 地域審判フォーラム(5/29)・地域審判分科会(5/16) 9:00~15:00

次第

1.開式あいさつ

< 黛委員長、青木部長 9:00~>

新 青木部長は、函館出身です

2.全体方針

< 黛委員長 9:10~>

3.女子審判統括

< 山岸副委員長 9:35~>

4. Jリーグ審判統括

< 扇谷副委員長 10:45~>

5.国内審判統括

①資格・登録・競技規則部会

< 小川副委員長 10:55~>

②フットサル&ビーチサッカー部会

< 延本部会長 11:10~>

③指導者部会

< 石山部会長 11:20~>

④レフェリーデベロPMENT部会

< 泉・山崎(強化分科会) 11:35~>

< 江角(育成分科会) 11:55~>

6.事務局連絡事務局

12:30~

7.情報交換地域委員長

12:50~ 地域審判フォーラムでは開催無し

8.閉式あいさつ小川副委員長

14:05~

**2021 地域審判フォーラム(5/29)・地域審判分科会(5/16) 9:00~15:00**

サブタイトルを入力

> 内容  
2.全体方針黛委員長9:10~  
(1)委員会組織説明

**2020/21 JFA審判委員会&部会メンバー(21/3改訂)**

委員長 : 黛  
副委員長 : 山岸佐(女子審判統括/女子部会)、扇谷(Jリーグ審判統括/Jリーグ審判部会)、小川(国内審判統括/資格・登録・競技規則部会)  
委員 : 石山(指導者部会)、山田(RD部会)、延本(フットサル&ビーチサッカー部会)  
反町(技術委)、原(Jリーグ)、高田(グラスルーツ/鳥取FA)、大住(メディア/有識者)、井上(マネジメント/有識者)

テクニカル部会 (黛、山岸佐、小川、扇谷、石山、山田、延本)

<b>女子審判統括</b> 山岸佐  <b>女子部会</b> 山岸佐(兼務) 鮎貝 野原 佐幸 米村 鳥田	<b>国内審判統括</b> 小川  <b>審判デベロPMENT部会</b> 山田 長田 基 山崎 大田 延本 高橋	<b>指導者部会</b> 石山 伊藤 佐幸 山崎 延本 宮島	<b>フットサル&amp;ビーチサッカー部会</b> 延本 五十川 櫻田 垣内 芝村 宮田	<b>資格・登録・競技規則部会</b> 小川(兼務) 高橋 石山 松崎 延本	<b>Jリーグ審判統括</b> 扇谷  <b>Jリーグ審判部会</b> 扇谷(兼務) 宮島 上川 赤松 廣瀬 名木 山岸真 Key
--	---	--	---	---	--

プロリーグ分科会 地域審判分科会 資格審査分科会 トップレフェリー分科会 普及分科会  
 アマチュアリーグ分科会 強化分科会 指導者研修分科会 育成普及分科会 資格・登録分科会  
 地域分科会 育成分科会 映像・数財作成分科会 ビーチサッカー分科会 競技規則分科会

JFA HOKKAIDO FOOTBALL ASSOCIATION HKFA併設 共有 2021/6/1 2

◇1級審判員 (NC カテゴリー) 研修会 5月4日(火) 10:00~12:00

□テーマ:「FKのマネジメント“力”を磨く」

□進め方:グループディスカッションを通して、審判員としてどのように行動すると、FKの再開をスムーズに再開できるか

□狙い:審判員は、「何を行うか」は理解している。行うことの効果を更に高めたり、再開を邪魔する選手にいかに対応する、また、フィールド全体にそれを示すことができるかで、より、スムーズな試合展開につなげられる。

## <その他情報>



### ◇日本サッカー協会 創立 100年

日本サッカー協会（JFA）は、1921年9月10日に創立され、今年（2021年）、記念すべき100周年を迎えます。

JFAは、2021年元日に開催された天皇杯JFA第100回全日本サッカー選手権大会の決勝から、2022年元日に開催予定の天皇杯第101回大会決勝までの1年間を「THE YEAR」と位置づけ、「過去への感謝、未来への決意」をコンセプトにサッカーファミリーの皆さまに参加していただきながら、一年を通してさまざまな記念イベントを行います。

また、JFA創立記念日にあたる9月10日を「THE DAY」とし、JFA100周年記念式典を執り行います。式典では、これまで日本サッカーの発展に貢献してきた方々を表彰させていただくほか、創立75周年時に制定した「JFAサッカー行動規範」を改訂し、これからの100年に向けた「未来への決意」とします。

### ◇審判員として意識してほしいこと

#### 森保監督のことば

**「一緒に試合を作っていくんだ」  
という意識を持った  
審判員を育ててほしい**

#### 黛 委員長のことば

**その意識がないと、人の心を打つような試合は生まれない**